

2021年3月26日

Contents

1. 紛争解決手段としての香港仲裁の優位性

2. 今後のセミナー等の情報

AMT グレーターチャイナセミナーの今後の日程

1. 紛争解決手段としての香港仲裁の優位性

香港・英国弁護士 中村 祐子

日本・ニューヨーク州弁護士 井上 葵

日本弁護士(香港における外国法登録弁護士) 横井 傑

クロスボーダー取引の契約書作成の際、紛争の解決手段を裁判とするか又は仲裁とするか、そして仲裁とする場合何処を仲裁地とするかという点は、頭を悩ませる重要な事項です。そのような中、香港仲裁は常に最初に検討すべき選択肢の1つであり続けているように思います。その理由として、そもそも香港が仲裁地として世界有数といえるほどに極めて成熟していること、また特に中国ビジネスを考える際には、公平性を確保しながら他の仲裁地にはない利便性が確保できる希有な場所であること等が挙げられるでしょう。

このニュースレターでは、2020年11月に香港と中国大陸の間で新たに締結された香港と中国大陸の仲裁判断の相互執行及び暫定措置(interim measures)に関する取り決めを踏まえ、紛争解決手段として、香港を仲裁地(seat of arbitration)とすることの是非について検討したいと思います。

第1 仲裁制度の概要

香港仲裁の優位性を分析する前に、まずは前提として紛争解決手段としての仲裁制度について概観します。

1 裁判 vs 仲裁

クロスボーダー取引の契約の紛争解決手段としては、大きく裁判と仲裁の2つの選択肢がありますが、裁判と比べると仲裁には以下に挙げるようなメリットがあります。

【仲裁のメリット】

- ✓ 柔軟性・迅速性 — 使用言語、仲裁地、仲裁機関、仲裁手続は基本的に当事者の合意で自由に指定

可能。また、審問(ヒアリング)の期日は、裁判所の日程と異なり、当事者と仲裁人で柔軟に決めることができる。

- ✓ **中立性** — 当事者が合意した方法で、自分たちが望む仲裁人を自由に選定できるため、出身、国籍、主義等に偏らない中立かつ専門的な仲裁人を選任できる。
- ✓ **仲裁開始の容易さ** — クロスボーダー取引にかかる紛争を裁判で解決する場合、国際送達が必要になり、多大なる時間がかかることがあるが、仲裁は相手方や仲裁機関に開始の通知を送るだけで足りる。
- ✓ **終局性** — 仲裁合意の無効や仲裁手続上の不備など限定的な場合を除き、仲裁判断は取消の対象とならないため、相手方に上訴をされて解決が長引くといったリスク、またそれに伴う費用の増大のリスクは少ない。
- ✓ **機密性** — 仲裁は非公開で行われる。また、多くの仲裁では当事者が秘密保持義務を負うことになり、仲裁判断も基本的に一般に公開することはできないため、特に会社の機密情報に関わる争いごとなどの場合に企業秘密が守られる。
- ✓ **執行性** — 「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」(いわゆるニューヨーク条約)の加盟国(2021年3月22日時点で168カ国)同士であれば、国・地域の壁を超えて仲裁判断の執行が条約上確保されており、裁判による判決よりも執行できる可能性は高い。

【仲裁のデメリット】

- ✓ **最終性** — 仲裁判断に不服であっても基本的に上訴ができない。
- ✓ **費用** — 裁判とは異なり、当事者は仲裁人の報酬も負担しなければならない。

ケースバイケースではありますが、仲裁は、特に費用面において負担が大きくなりやすいというデメリットがある一方、紛争解決の実効性という観点からは裁判に比べてメリットがあるといえます。

なお、国際仲裁と訴訟の違いについて、井上葵弁護士が以前執筆した[こちら](#)の記事も併せてご参照ください。

2 仲裁地と仲裁機関(仲裁規則)の選択

紛争解決手段として仲裁を選ぶこととした場合、次に問題になるのは仲裁地と仲裁機関(仲裁規則)の選択です。既にご存じの方も多くいらっしゃるかもしれませんが、簡単にご説明します。

「**仲裁地**」(seat of arbitration)とは、仲裁が物理的に実施される場所(venue of arbitration)とは異なる概念であり、仲裁手続の法律上の管轄地という意味があります。すなわち、仲裁地の選択は、どの国・法域の仲裁手続法が当該仲裁案件に適用されるか、どの国・法域の裁判所が当該仲裁案件について監督権を有するかという点の選択を意味します。例えば、仲裁判断の取消しの申立ては、通常は仲裁地が所在する国・法域の裁判所が管轄権を有しますので、仲裁判断が不当に取り消されるのを防止するためには、仲裁フレンドリーな国・法域を仲裁地として選択する必要があります。なお、上記のとおり、厳密には仲裁地と仲裁が実施される場所は別概念ですが、実際には仲裁地において審問(ヒアリング)が開催される例が多くみられます(但し、最近は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大を受けて、オンラインで審問期日が開催される例も増えています。)

クロスボーダー取引契約においては、香港の他にニューヨーク、ロンドンやシンガポールなどが仲裁地としてよく選ばれます。

「**仲裁機関**」(arbitral institution)とは、仲裁事件を管理する機関のことです。仲裁事件の事務手続は、選択した仲裁機関の事務局が、その仲裁規則に基づいて処理することとなります。すなわち、仲裁機関の選択においては、

仲裁規則の内容、サービスの水準及びそのフィー、施設及び設備、事務局の質などがポイントとなります。

国際仲裁においてよく知られている仲裁機関として、香港国際仲裁センター(Hong Kong International Arbitration Centre, “HKIAC”)、シンガポール国際仲裁センター(Singapore International Arbitration Centre, “SIAC”)、パリに本部を置く国際商業会議所国際仲裁裁判所(International Court of Arbitration of the International Chamber of Commerce, “ICC”)などが挙げられます。

クロスボーダー取引契約において紛争解決条項を設定する際に、仲裁地と仲裁機関(仲裁規則)は別々に設定する事項であり、例えば、仲裁地を香港に設定したからといって仲裁機関を香港国際仲裁センターにする必要はなく、仲裁地・香港、仲裁機関・ICC という組み合わせもよく見られます。

第2 香港仲裁のメリット・デメリット

次に、具体的に仲裁地及び仲裁機関を選ぶ際に、香港仲裁にはどのような特徴があるのか検討いたします。既述のとおり、香港仲裁は、常に最初に検討すべき選択肢の1つですが、その理由としては、香港仲裁の成熟性、そして、特に中国ビジネスを考える際の利便性が挙げられます。一方、デメリットとして、近年香港の中国化についての懸念、香港弁護士報酬が高いことなどがしばしば挙げられます。本項では、これらのメリット及びデメリットについて検討していきます。

【メリット】

1 香港仲裁の成熟性

<香港国際仲裁センター(HKIAC)>

HKIAC は、アジアの国際紛争解決の中心となることを目指して 1985 年に設立されて以降、高い信頼性を獲得して多くの国際取引に関する仲裁に携わっています。HKIAC は、仲裁規則などの制度面、スタッフ、設備の各方面において国際仲裁に適切な成熟した仕組みを有しており、代表的な仲裁機関の1つといえます。

また、香港は日本を含むアジア諸国に所在する当事者にとって地理的に便利であり、HKIAC は飛行場から Airport Express で 25 分の場所に位置しています。そのため、アジア圏のクロスボーダー取引契約においては、当事者双方にとって公平かつ利便性が高い位置であるといえます。なお、HKIAC の[ウェブサイト](#)によれば、香港から飛行機で 5 時間以内のエリアに世界の人口の 50%以上が居住しているそうです。

<仲裁地としての香港>

仲裁地としての香港は、以下のとおり、国際仲裁のニーズを満たす優れた環境を備えています。

- ✓ **豊富な人材・質の高い法環境** — 香港は、イギリスの流れを汲むコモンロー法体系に属する地域であるところ、元々アジアの中でも法意識の高い地域であるため、質の高い法環境にある。また、弁護士も香港の資格だけではなく、他のコモンロー法域の資格を併せ持つ弁護士や、その他の法域の有資格者、様々なバックグラウンドを有する専門家もおり、豊富な人材を抱えるため、香港内で仲裁人を探す場合も、仲裁人の選定にあたって選択肢が多いことは強みとなっている。

(香港の移民局では 2020 年 6 月 29 日にパイロットスキームを発表し、仲裁目的でビザ不要国から入

国する弁護士、仲裁人、専門家には該当するビザ不要期間に限って労働ビザが免除されることとなった。ちなみに、日本は3ヶ月のビザ不要国とされている。)

- ✓ **仲裁フレンドリーな裁判所** — 香港の裁判所は、仲裁合意が無効である場合や、仲裁手続などに明らかな間違いがある場合などを除き、基本的に仲裁人の判断を尊重して口を挟むことをしない。
- ✓ **豊富な暫定措置による利便性** — 仲裁地を香港とする場合、仲裁廷及び裁判所は、仲裁条例に基づいて以下のとおり豊富な暫定措置を発する権限が与えられている。なお、暫定措置を発令できる対象は仲裁廷と裁判所では異なっており、仲裁廷は仲裁当事者に対してのみ発令できるのに対し、裁判所は世界のどこの国・地域の仲裁であっても、また第三者(例えば被告の取引銀行)に対しても暫定措置を発令することが可能。
 - (1) 紛争が解決するまでの間、現状の維持又は原状回復を求める命令。(例: 株主間の紛争が決着するまで株式を信託に預ける命令)
 - (2) 仲裁手続に現在若しくは急迫の危害又は損害を生じさせ得る行為を予防する措置、又はかかる危害又は損害を生じさせ得る行為の差し止め措置。(例: 仲裁の当事者が仲裁合意に反して同時に裁判も起こした場合にその当事者に訴訟遂行を禁止する命令)
 - (3) 仲裁判断が出た場合の支払いに充てるための資産保全措置(いわゆる資産凍結命令)。(ただし、香港の裁判所では資産凍結命令の要件はかなり厳しく、被申立人が資産を申立人が仲裁に勝利した際に手の届かないところに今にも処分しようとしている証拠を裁判所に提出する必要がある。)
 - (4) 紛争の解決について関連性及び重要性を備え得る証拠の保全命令。(例: 仲裁の決着がつくまで知的財産権侵害の疑いのある商品の処分を禁止する命令)

2 中国ビジネスの際の利便性

これまで述べてきたとおり、香港仲裁は、世界でも有数に成熟した紛争解決手段であり、シンガポール仲裁、ICC 仲裁などと並んで有力な紛争解決手段ですが、これに加えて、香港・中国大陸間の幾つかの取り決めにより、執行及び暫定措置の点において他の仲裁にはない利便性があります。

- ✓ **香港・中国大陸間の仲裁判断の相互執行** — 香港・中国大陸間では以下の2つの取り決めに基づき、相互の執行が確保されている。

- 大陸と香港特別行政区における仲裁判断の相互執行に関する手配(the Arrangement Concerning Mutual Enforcement of Arbitral Awards between the Mainland and the Hong Kong Special Administrative Region、1999年6月21日締結、2000年2月1日施行、「2000年の取り決め」)

- 大陸と香港特別行政区における仲裁判断の相互執行に関する追加手配(the Supplemental Arrangement Concerning Mutual Enforcement of Arbitral Awards between the Mainland and the Hong Kong Special Administrative Region、2020年11月27日締結、一部同日施行、「2020年の追加の取り決め」)

なお、従前は「2000年の取り決め」に基づいて特定の仲裁機関(HKIAC、ICC、CIETAC、Hong Kong Maritime Arbitration Group、South China International Arbitration Center (HK) 及び eBRAM International Online Dispute Resolution Centre)の管理の下で出された仲裁判断のみ執行が可能という

問題点があったが、新たに2020年11月27日に合意された「2020年の追加の取り決め」により、かかる限定は撤廃されることとなり、中国大陸の仲裁法に基づいて中国大陸で出された仲裁判断は香港で、そして、香港の仲裁条例に基づいて出された仲裁判断は中国大陸で執行可能となった。(ただし、香港においてはこの変更について香港の立法議会での仲裁条例の変更承認が必要となるが、承認後今年中に施行されると予想される。)

- ✓ **香港・中国大陸での同時執行** — 上記の「2020年の追加の取り決め」により、これまで許されていなかった1つの仲裁判断の香港と中国大陸での同時執行が認められることとなった。(ただし、香港においてはこの変更について香港の立法議会での仲裁条例の変更が必要となるが、承認後今年中に施行されると予想される。)これにより、タイムリーかつ効率的な執行が可能となり、香港・中国大陸の両方に資産を有する相手方に対する執行の実効性が高まった。
- ✓ **中国大陸の裁判所に暫定措置を申請することが可能** — 香港仲裁につき、中国大陸の裁判所への以下の暫定措置の申立てが仲裁の前後を問わず何時でもできる。(ただし、暫定措置の申立てができるのはHKIAC、ICC、CIETAC、Hong Kong Maritime Arbitration Group、South China International Arbitration Center (HK)及びeBRAM International Online Dispute Resolution Centreを仲裁機関とする仲裁に限る。)

中国大陸の裁判所が発令できる暫定措置の種類は以下の通りです。

- (1) 財産保全命令
- (2) 証拠保全命令
- (3) 行為保全命令(現状を乱す行為を禁止する命令、もしくは現状維持に必要な行為の命令)

なお、暫定措置に関しては、2019年10月1日に施行された「大陸と香港特別行政区の裁判所における仲裁手続の暫定措置の相互協力に関する取り決め(The Arrangement Concerning Mutual Assistance in Court-Ordered Interim Measures in Aid of Arbitration Proceedings by the Courts of the Mainland and of the Hong Kong Special Region(「2019年の暫定措置に関する取り決め」))によりすでに取り決めがあったところ、「2019年の暫定措置に関する取り決め」においては仲裁判断後の暫定措置の申立てについて明確な規定がなかったが、上記の「2020年の追加の取り決め」により、仲裁判断後の暫定措置の申立ても可能であることが明確になった。(なお、この点については香港の仲裁条例の変更の必要ないため2020年11月27日に施行となっている。)

中国大陸以外の仲裁機関で中国大陸の裁判所への暫定措置の申立てができるのは香港仲裁のみであり、これによって仲裁の紛争解決の実効性は大きく高まるといえます。(ちなみに、香港裁判所への暫定措置申立てはどの外国仲裁に関しても可能です。)

既述のHKIACのウェブサイトによると、「2019年の暫定措置に関する取り決め」締結後、2020年10月22日時点でHKIACが扱った中国大陸の裁判所(北京、大連、広州、惠州、上海、深圳、西安の裁判所を含む)への暫定措置申請のケースは32件となっています。それらは全て香港で仲裁が進行中の紛争であり、そのうち29件が資産凍結命令に関するもので、そのうちHKIACの把握している件だけでも17件、金額にして約87億人民元(13億米ドル)に相当する資産凍結命令が出されたとのことです。

【デメリット】

1 香港の中国化の懸念

2019年6月以降の香港民主化デモや、中国政府による香港への繰り返しの締め付け、民主化デモの1つのターニングポイントとも言える香港国家安全維持法(「国安法」)の公布・施行(2020年6月30日)などを受け、日本を含む国際社会において香港の中国化、これによる香港司法制度の公平性への懸念が指摘されています。

香港仲裁は、従前、紛争解決手段として公平・中立であると扱われてきましたが、この信頼性に心配の声が多く上がっています。特に、中国企業とのクロスボーダー取引について、中国企業寄りの判断がなされるのではないか、香港仲裁で本当に合理的で公平な判断がなされるのかという点は、日本企業としても関心事と思われます。

しかしながら、当職らは、香港仲裁の信頼性について現時点では従前どおりに公平かつ中立な紛争解決手段であり続けているものと考えております。香港が、国安法の施行や選挙制度見直しの開始など政治の面で変容しつつあるのは事実ですが、それと司法の中立性や信頼性は別問題であることを意識しておく必要があります。現時点で、民事案件で裁判官や弁護士会に中国政府のコントロールが及んだり、判決の内容に偏りが出るなどの事象は起きておらず、またその兆候も見られません。特に、仲裁における仲裁人は、主として弁護士が担当するところ、弁護士である仲裁人が公平性を失うような状況は一切見当たらないことも重要です。

2 高額な弁護士コスト

香港の弁護士報酬は、世界的にも高額な部類であるため、香港弁護士を使うことになる可能性の高い香港仲裁では、弁護士コストは1つのデメリットとして考えられます。

3 中国大陸仲裁と比較する場合の大陸での執行手続

メリットとして香港仲裁の中国大陸における執行の容易さを指摘しましたが、香港仲裁と中国大陸仲裁と比べれば、香港仲裁判断の場合は中国大陸の裁判所で承認手続が必要になる分、一手間余計に手続が増えることとなります。

この点は、香港仲裁の公平性や信頼性をとるか、中国大陸における執行の容易さをとるかという比較検討となります。

第3 まとめ

以上のとおり、香港仲裁は、クロスボーダー取引においては常に選択肢として検討すべき優れた紛争解決手段ですが、これに加え、近年の中国大陸と香港の間の幾つかの取り決めにより、特に中国大陸における暫定措置・執行の利便性が増すことが期待されています。

一方、香港仲裁は、昨今指摘されている香港の中国化による信頼性の揺らぎや、高額な香港弁護士報酬などがデメリットになり得るようにも思えます。ただ、昨今の香港の政治にかかる報道により、現在又は将来への漠然とした不安が広がっているのは事実ですが、デメリットの1の中で検討したとおり、実際には香港仲裁を含む香港の司法システムの信頼度が落ちているといった事実は見当たりません。

したがって、特に、中国企業とのクロスボーダー取引や中国大陸が関連する取引の契約書ドラフトにおいては、香港仲裁は他の紛争解決手段に比べて優位性があるものと考えられます。具体的なご判断の際には香港の専門家から適切なアドバイスを受ける必要があるものと思われます。

2. 今後のセミナー等の情報

◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。今後数回の予定は次の通りです。具体的なテーマ及び日程には変更が生じる可能性がありますので、正確な情報は直近のメールでのご案内をご覧ください。なお、本セミナーは本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にのご案内させていただいております。

- 第6回(香港):2021年4月22日(木)14:00
激動の香港におけるM&A ～中国大陸法との比較を交えて～
講師:香港・英国弁護士 中村祐子
日本弁護士(香港における外国法登録弁護士) 横井 傑

- 第7回(メインランド):2021年5月19日(水)
(未定:中国知的財産関連)
講師:中国弁護士 李 芸
日本弁護士 岩井 久美子

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
香港・英国弁護士、Nakamura & Associates 代表、AMT シニア・フォーリン・カウンセラー
中村 祐子(hirokohxn.nakamura@amt-law.com)
日本弁護士、Nakamura & Associates 外国法登録弁護士、AMT アソシエイト
横井 傑(suguru.yokoi@amt-law.com)
日本及びニューヨーク州弁護士、AMT パートナー
中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

ANDERSON MŌRI & TOMOTSUNE

東京都千代田区大手町1-1-1
大手町パークビルディング

NAKAMURA & ASSOCIATES

Suites 4110-4111, 41/F., Jardine House
1 Connaught Place, Central, Hong Kong
